

# 改正育児・介護休業法等 説明会のご案内

参加  
無料

## 開催趣旨

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」や、「介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認」などが事業主に義務付けられ、令和7年4月1日から順次施行となります。

秋田労働局雇用環境・均等室では以下のとおり説明会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

## 説明内容

- 改正育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法について
  - 柔軟な働き方を実現するための措置
  - 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認
  - 次世代育成支援対策の推進・強化
- 両立支援等助成金について
- フリーランス・事業者間取引適正化等法について

## 日程・場所

	日程	場所	定員
県北	令和7年1月22日(水) 13時00分～14時30分	北秋田市交流センター(講堂) 北秋田市材木町2-2	100名
県南	令和7年2月5日(水) 13時00分～14時30分	浅舞地区交流センター(多目的ホール1・2) 横手市平鹿町浅舞字覚町後140	100名
県央	令和7年2月13日(木) ①10時30分～12時00分 ②13時30分～15時00分	秋田テルサ(多目的ホール) 秋田市御所野地蔵田3-1-1	各160名
オンライン	Zoomで開催します。 日時は県央と同じです。	申し込み後、IDとパスワードを送付します	各80名

## 申込方法

下記URLまたは右記二次元コードから希望する日程を選択し必要事項を入力の上お申し込みください。

URL：<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

※会場の場合は1社2人まで、オンラインの場合は1社1回線といたします。  
※定員に到達次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。



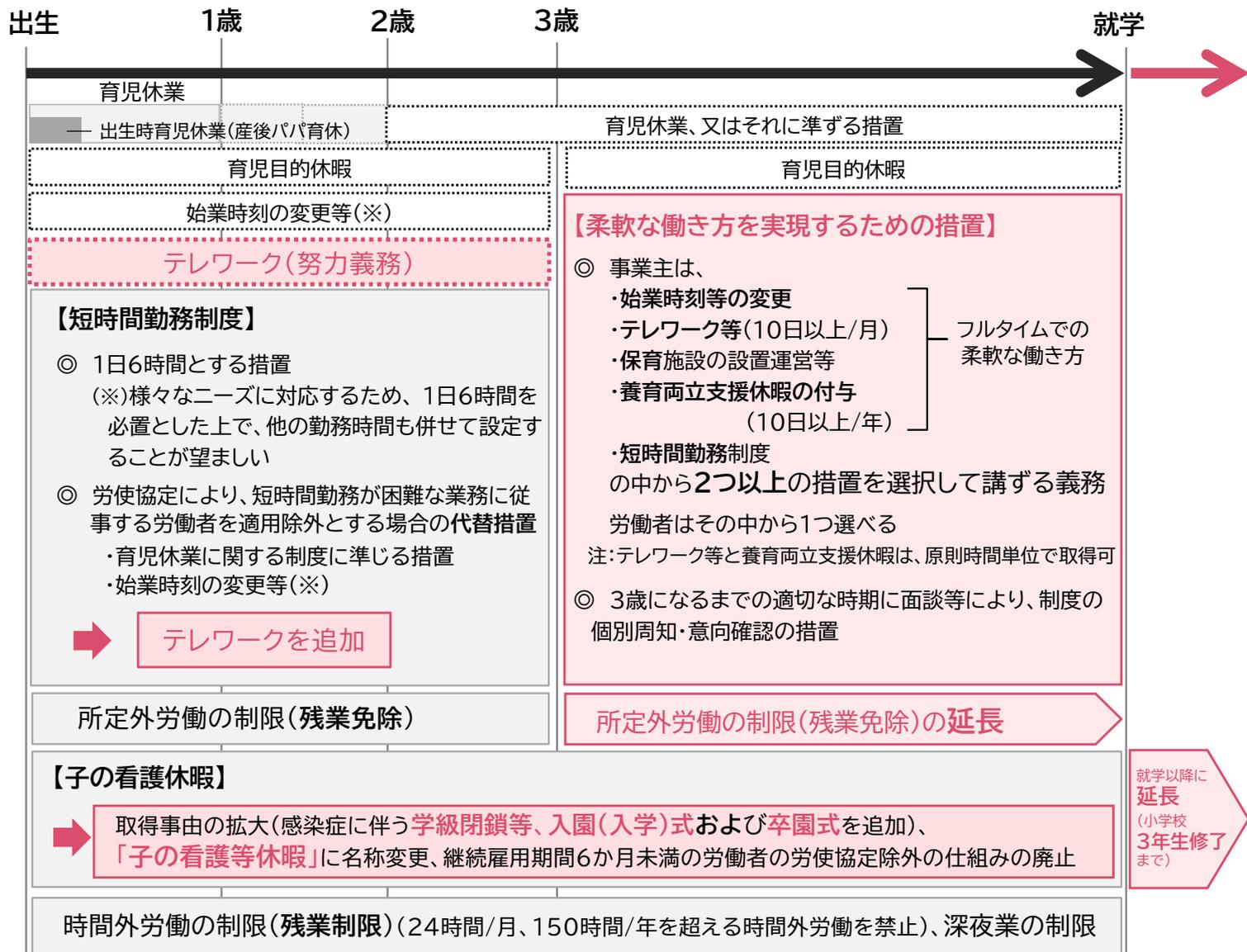
お問い合わせ



秋田労働局 雇用環境・均等室  
TEL.018-862-6684

# 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内

## 改正後の仕事と育児の両立イメージ



■ : 見直し □ : 現行の権利・措置義務 ▨ : 現行の努力義務

## 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)

- 計画策定時の**育児休業取得状況や労働時間の状況把握等**  
**(PDCAサイクルの実施)**
- 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する**数値目標の設定**